

# すぎなみ協働プラザ運営業務公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

今回の公募型プロポーザルは、平成27年4月からの「すぎなみ協働プラザ」（現「すぎなみNPO支援センター」（以下「支援センター」という。）。平成27年4月から名称変更）の運営業務について、NPO法人等ならではの専門性や知識、経験、コーディネート機能の発揮などにより、中間支援機能を担う最適な事業者を選定することを目的として実施するものです。

杉並区では、平成14年3月に「杉並区NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する条例」を制定し、この条例に基づき、区民、NPO・ボランティア（以下「NPO等」という。）の活動及び協働の推進を図るため、支援センターを設置しました。

その後、平成24年3月に新たな「杉並区基本構想（10年ビジョン）」を策定し、平成25年1月に「杉並区における今後の協働の取組方針」を定めました。

さらには、この取組方針を具体化するため、平成26年4月に「協働の新たな展開に向けた今後の取組について（以下「今後の取組」という。）」を策定しました。この今後の取組には、中間支援機能の充実・強化、地域人材の育成機能の充実など、これからの支援センターが果たすべき役割と機能について、区の基本的な考え方を示してあります。

応募に際しては、この点を十分考慮して、ご提案願いたいと存じます。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

すぎなみ協働プラザ運営業務

### (2) 業務内容

別紙1「すぎなみ協働プラザ運営業務委託内容説明書」のとおり

### (3) 履行期間

平成27年4月1日 から 平成30年3月31日 まで

### (4) 事業規模（上限額）

年額 2,000万円（消費税及び地方消費税を含む）

## 3 参加資格

(1) 都内に主たる事務所があるNPO法人または公共・公益的な団体（社会福祉協議会、公益財団・社団法人等）であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- (3) 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱（平成22年3月23日杉並第65476号）に定める指名停止要件に該当していないこと。
- (4) 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年1月17日杉並第53890号）に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 法人の場合は、法人税、法人事業税及び地方法人特別税、消費税及び地方消費税を、個人の場合は所得税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (7) 提案業務又は類似する業務を引き続き2年以上営業していること。
- (8) 杉並区競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

#### 4 実施手順

公募から受託候補者選定までの実施手順（概要）は以下のとおりです。

内 容	期 間 等
公募開始 実施要領の公表	平成26年9月8日（月）
提案書等提出期間	平成26年10月3日（金）17時まで
第一次審査 （書類審査）	平成26年10月16日（木） ※第一次審査を実施し、第二次審査の対象とする参加事業者を選定します。（2～3者程度） ※審査結果は、選定後速やかに通知します。
第二次審査 （プレゼンテーション・ヒアリング）	平成26年10月27日（月）
受託候補者選定結果の通知	受託候補者選定の結果は、平成26年11月下旬に通知します。

#### 5 実施要領の内容についての質問の受付及び回答

##### (1) 受付方法

別紙2「質問書」に質問内容を記載の上、FAX又はE-mailにより「11 担当課（問合せ先）」まで提出してください。

##### (2) 受付期限

平成26年9月16日（火） 17時まで

(3) 質問に対する回答方法

平成26年9月19日(金)までに杉並区公式ホームページ上で公開します。

([http://www2.city.suginami.tokyo.jp/bid/proposal\\_list.asp](http://www2.city.suginami.tokyo.jp/bid/proposal_list.asp))

## 6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

提出書類は、別紙3「企画提案書」及び別紙4「提出書類一覧」のとおりです。企画提案書等の様式(Word版)はE-mailにより「11 担当課(問合せ先)」まで依頼してください。

(2) 提出部数

ア 提出書類は、正本1部と副本5部をそれぞれ製本(ファイル等で綴じる)し、「提出書類一覧」の項目ごとにインデックスを付けて提出してください。

イ 副本5部については、添付した表紙を除き、参加事業者が特定できるような名称、ロゴマーク等は使用しないでください。また、カタログやパンフレットなどの添付は行わないでください。

(3) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出してください。

(4) 提出先

「11 担当課(問合せ先)」に同じ。

(5) 提出期限

平成26年10月3日(金) 17時 必着

※持参、郵送を問いませんが、未着、遅延等の場合は、原因の如何を問わず、未提出として取り扱います。

## 7 受託候補者の選定手順

すぎなみ協働プラザ運営業務受託者候補者選定委員会(以下「委員会」という。)において、企画提案書等の提出された書類及びプレゼンテーション・ヒアリングの内容を審査し、本業務に最も適していると認められる参加事業者を選定します。

ただし、委員会で審査をした結果、一定の点数に満たない参加事業者については、契約の相手方の候補者とはしないものとします。

(1) 評価基準

ア【経営状況等に対する評価基準】

評価項目	評価内容
経営状況	・収支状況は健全か
業務遂行力	・業務を確実に遂行できる組織体制・人員を有しているか
業務実績	・過去に類似の事業を実施したことがあるか、または、団体の活動状況から十分な能力があると認められるか

## イ【企画提案に対する評価基準】

評価項目	評価内容
運営方針について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すぎなみ協働プラザの設置の意図を把握し、運営に反映させているか</li> <li>・満足度向上のための方策は適切か</li> <li>・中間支援組織相互のネットワークの形成及び活用は適切か</li> <li>・運営に関する第三者の意見反映の手法は適切か</li> <li>・中間支援組織としてのコーディネート機能は適切か</li> </ul>
実施体制等について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な運営のための人員体制（職員の採用及び配置計画等）が整っているか</li> <li>・個人情報保護や危機管理体制等は整っているか</li> </ul>
提案内容の適切性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施手順とその手法は適切か</li> <li>・具体的で実効性のある提案となっているか</li> <li>・独創的で特色のあるアイデアが盛り込まれているか</li> </ul>
資料調整能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画提案書は分かりやすいか</li> </ul>
経費の適正性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所要経費の積算は妥当か</li> </ul>
プレゼンテーション・ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明に説得力があるか</li> <li>・論理的か</li> <li>・質問の受け答えが的確か</li> </ul>

### (2) 審査方法

#### ① 第一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等に対し、委員会で第一次審査を実施し、第一次審査通過者を選定します。（2～3事業者程度）

#### ② 第一次審査の結果は、審査終了後、速やかに提案のあったすべての事業者に通知します。

#### ③ 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

第一次審査通過者に対し、委員会が第二次審査を実施し、契約を締結する受託候補者を選定します。

※第二次審査には、運営責任者に選任予定の方の出席をお願いします。

※プレゼンテーションは、15分程度でお願いします。また、「提案に関する方針やコンセプト」「特にPRする項目」を盛り込んでください。

※区はパソコン、プロジェクター、スクリーンの準備をします。

### (3) 受託候補者選定結果通知

平成26年11月下旬までに通知します。

※非選定の通知を受けた参加事業者は、非選定理由についての説明を求めることができます。

## 8 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- (4) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

## 9 その他留意事項

- (1) 本件に参加する費用は、すべて参加事業者の負担とします。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語の訳文を付記又は添付してください。また、通貨は日本円とします。
- (3) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めません。
- (4) 提出された企画提案書については返却しません。
- (5) 企画提案書について情報公開請求があった場合は、杉並区情報公開条例に基づき、提出書類等を公開することがあります。
- (6) 本件は、平成27年度当初予算が区議会にて成立した場合に契約を締結します。
- (7) 契約金額は予算の範囲内とします。
- (8) 契約の締結にあつては、区指定の標準契約書を使用します。
- (9) 受託者は当該事業の履行に関し、業務や制度の内容を十分に理解の上、誠意をもって対応するものとします。

## 10 参考資料

協働の新たな展開に向けた今後の取組について（平成26年4月）

## 11 担当課（問合せ先）

杉並区 区民生活部 協働推進課 協働推進係

所在地：杉並区成田東4-36-13 杉並区役所分庁舎2階

担 当：山澤・菊田

電 話：03-3312-2381 FAX：03-3312-2387

E-mail：kyodo-k@city.suginami.lg.jp

すぎなみ協働プラザ運営業務委託内容説明書

1 件名

すぎなみ協働プラザ運営業務

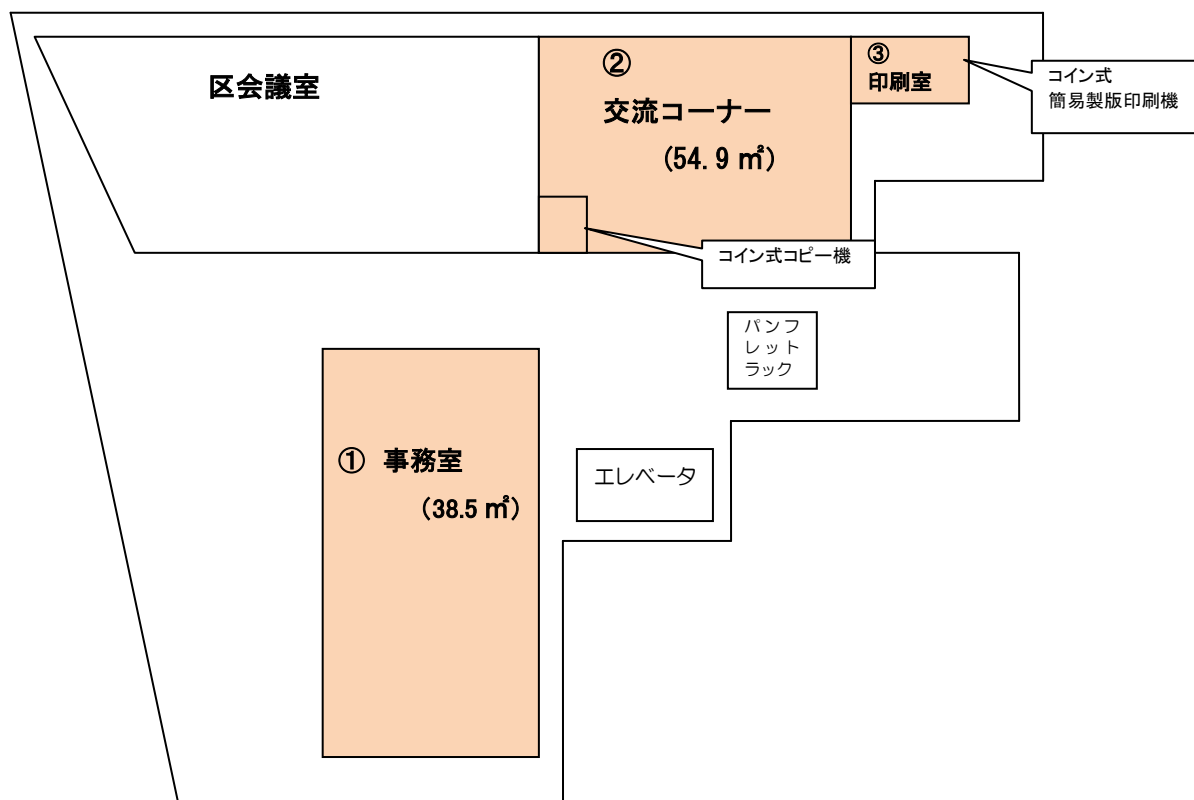
2 履行期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

3 業務内容

(1) 施設概要

- ア 名称 すぎなみ協働プラザ (以下「協働プラザ」という。)  
 平成26年度現在の名称：すぎなみNPO支援センター
- イ 所在地 杉並区阿佐谷南1-47-17 阿佐谷地域区民センター4階
- ウ 延床面積 113.07 m<sup>2</sup>
- エ 事業スペース ①事務室  
 ②交流コーナー  
 ③印刷室
- オ 建物概要 鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造) 地上4階 地下1階  
 外附属棟4棟 延床面積 3,519.07 m<sup>2</sup>



- カ 開館日 月曜日、水曜～土曜日（祝日も開館）  
（休館日：日曜日、火曜日、第3水曜日及び12月28日～翌年1月4日）
- キ 開館時間 午前10時から午後6時

## （2）協働プラザの機能

- ア NPO等の活動に関する総合的な相談に関すること。
- イ NPO等の活動に係る情報の収集及び提供に関すること。
- ウ 区民の要望とNPO等の活動との調整に関すること。
- エ NPO等、区民、事業者及び区相互の交流及び協働の推進に関すること。
- オ 人材の育成等に関すること。
- カ NPO等の活動に係る調査及び研究に関すること。
- キ その他NPO等の活動の支援及び推進に関すること。

※「NPO等」とは、杉並区NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する条例（以下「条例」という。）第2条第1項及び第2項に規定する「NPO」及び「ボランティア」をいう。

〔条例抜粋〕

第2条 この条例において「NPO」とは、特定の社会的な課題に自主的に取り組むことを通じて組織化される、社会貢献性のある、一定の継続性を持った民間非営利団体をいう。

2 この条例において「ボランティア」とは、社会的な課題に対して共感し、自発的な意思自己責任に基づき、その課題の解決に向けて行動する個人及び団体をいう。

## （3）協働プラザの運営に関する基本的事項

- ア 条例を十分に理解し、公正な運営を行うこと。
- イ 協働を推進するための中間支援機能として、NPO法人、地域団体、事業所等（以下「地域活動団体」という。）の情報収集や団体相互間の交流、連携等を図ること。
- ウ 区との連絡を密にし、区事業や区の協働施策との整合を図りながら、運営を行うこと。
- エ 区の業務であることを念頭に置き、特定の利用者に有利あるいは不利になることのないよう、公正な運営を行うこと。
- オ 区民サービスの向上に努めるとともに、安定的かつ継続的なサービスの提供がなされるようにすること。
- カ 利用者からの提案等を協働プラザの運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと。
- キ 環境負荷の低減に配慮した物品等の調達や廃棄物の発生の抑制、リサイクルの推進などに努めること。
- ク 個人情報の保護を徹底するとともに、情報資産について、十分なセキュリティ対策を講じること。
- ケ 緊急時や不測の事態に備えた危機管理を徹底すること。

#### 4 協働プラザ運營業務の実施体制等

##### (1) 実施体制

- ア 協働プラザ運営に係る業務の円滑な遂行のために、別表1のとおり必要な体制を確保するとともに、当該業務量に見合った人員を配置すること。また協働プラザ事業を実施する際も、協働プラザ利用者に支障がないよう人員を配置すること。
- イ 職務上の指示及び命令系統を明確にし、組織的に協働プラザ運営を行うこと。
- ウ 協働プラザ運営に支障がないように配置計画を行い、前月25日までにシフト表等を区へ提出すること。
- エ 労働基準法等労働関係法令を遵守すること。
- オ 職員は、勤務時間中、協働プラザ業務に専念すること。
- カ 受託者の責任で、協働プラザの役割等の理解や支援を充実させるための職員研修を実施すること。

別表1 【実施体制等】

体 制 等	
業務日	協働プラザ 開館日の全日
業務時間	午前10時～午後6時
職員体制	従事者 2名以上 ※ただし、事業等開催時は必要な人員を確保すること。 ※従事者が、出先で協働プラザ業務に従事する場合でも2名は在席すること。

##### (2) 運営責任者

- ア 協働プラザ運営について総括的に責任を有する運営責任者を置くこと。ただし、協働プラザ所長を名乗る者は置かない。
- イ 運営責任者は、地域活動団体の活動やその支援について豊富な知識と経験を有する者であること。
- ウ 運営責任者は、地域活動団体の活動や実務、協働の取組み等の幅広い相談に応じることができる者であること。
- エ 運営責任者は、協働プラザの事業計画を策定し、協働プラザ業務の統括を行うこと。
- オ 運営責任者は、協働プラザの備品等の維持管理に責任を持つこと。
- カ 運営責任者は、協働プラザ職員を育成するとともに、職員に的確な指示をし、監督をすること。
- キ 運営責任者は、協働プラザ開館時には、区及び協働プラザ職員と連絡が取れる体制をとること。



ク 運営責任者は、運営責任者が不在の場合は、あらかじめ職務代理者を指名すること。

(3) 情報セキュリティに関すること

運営責任者は、杉並区情報セキュリティ基本方針に準じて、下記の事項を遵守しなければならない。

ア 杉並区の情報セキュリティ対策に関して、次の事項を徹底させること。

- ① 個人情報をはじめとした区の情報に記された文書・パソコン等の不正な閲覧、持ち出し、複写等を禁止すること。
- ② 個人情報または業務情報の第三者への漏洩を禁止すること。
- ③ 情報を扱う事務所内に職員以外のものが無許可で立入ることを禁止すること。
- ④ コンピューターウイルス等の不正プログラム対策ソフトを導入し、最新の状態に保つこと。

イ 情報セキュリティ対策に関して、従事者から誓約書を徴すること。

ウ 情報セキュリティ対策に関して、従事者に対する教育・訓練を実施すること。

(4) 個人情報保護に関すること

別紙5「個人情報に係る外部委託契約の特記仕様」に基づき個人情報の適切な管理に努めること。

(5) 環境保全に関すること

杉並区環境基本計画に基づいた取組（環境配慮行動指針）を積極的に実行すること。

(6) 「五つ星の区役所」運動に関すること

区が行っている「五つ星の区役所」運動の趣旨を理解し、業務の履行に当たり利用者サービスの向上に努めるため、下記の事項を遵守すること。

ア 区の業務に携わっていることを十分に自覚し、利用者の視点に立った温かみのある接客を徹底すること。

イ 協働プラザ利用者へのアンケート実施や利用者からの声に耳を傾け、迅速かつ適切な改善を図ること。

ウ 職員は、業務にふさわしい身だしなみを心掛け、名札は見やすい位置に着けること。

(7) 危機管理に関する体制

運営責任者は、各種の災害、事故など危機の発生に対して、迅速かつ的確に対応できるよう危機管理体制を整備すること。

- ア 不審者や不審物を発見したときや利用者の急病やけが等の不測の事態等に対応するため、安全責任者を配置し、安全管理マニュアルを整備すること。
- イ 不測の事態等が生じた場合は、速やかに区へ報告すること。
- ウ 事故、災害等が発生した場合には、現場の指揮による安全確保等の必要な対応をとった後、速やかに区へ報告すること。
- エ 伝染病、感染症等が流行した場合、利用者及び職員の感染を防ぐため、区の指示により消毒液、職員が着用するマスクを用意すること。

## 5 協働プラザの運営に関する業務

### (1) 協働プラザの案内及び受付に関すること

協働プラザ内の利用方法や事業等の案内・受付及びNPO等の活動に関する簡単な問合せ等に対応すること。

### (2) 交流コーナー及び印刷室の管理に関すること

利用者が使いやすいように交流コーナー及び印刷室を管理すること。

### (3) 協働プラザ運営委員会の設置運営に関すること

ア 地域活動団体が積極的に利用できる開かれた協働プラザ運営を行うために意見を聴取する協働プラザ運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置し、運営委員会の意見を協働プラザの運営に反映するよう努めること。

イ 運営委員会は、地域活動団体等で構成し、協働プラザは事務局を担うこと。また、構成員の指名及び運営については、区と協議すること。

ウ 運営委員会は年4回程度開催すること。

エ 運営委員会の設置運営については、別途「運営委員会要領」で定めること。

### (4) その他利用者への対応に関すること

ア 協働プラザ内で遺失物、拾得物を発見した場合は、拾得物保管表に記入し適切に保管するとともに、必要に応じて警察署への届出を実施すること。

イ 要望、苦情等を受け付けた場合には、速やかにその内容を検討し、適切かつ迅速な対応を行い、区へ対応の結果を報告すること。

## 6 協働プラザの事業に関する業務

### (1) 地域活動団体の活動に関する総合的な相談に関すること

ア 地域活動団体の活動や協働に関する相談、助成金、団体の設立・運営、税務、労務などの相談に応じること。なお、税理士、経営コンサルタント等による専門相談が必要と判断される場合は、別に定める様式により区へ報告すること。

イ 相談は原則として、事務所の開館時間内は対応すること。

(2) 地域活動団体の活動に関する情報の収集及び提供に関すること

ア 地域活動団体の活動に関する情報や協働の取組に関する情報等の収集・管理を行うこと。

イ 地域活動団体の活動について情報を提供するため、以下の発行物を作成・配布すること。作成に当たっては、区と協議の上、進めること。

・団体の活動を紹介する冊子

発行年度：平成27・29年度（隔年発行） 作成数：2,000冊以上

ウ 協働プラザが行う事業及び地域活動団体の活動に関する情報や協働の取組等の周知について以下のとおり行うこと。

・情報紙の作成・配布 年4回以上 1回：3,000部程度

・各種事業の案内・チラシ等の作成・配布

・すぎなみ地域活動応援サイト「すぎなみ地域コム」内に協働プラザのホームページを開設し、事業等を掲載 随時

・メール配信（メール配信希望登録者） 月1回以上

エ 地域活動団体のイベント情報や地域活動団体の活動を支援する情報等を協働プラザ内パンフレットラック等で周知すること。

(3) 区民の要望と地域活動団体の活動との調整に関すること

区民の要望に応じて地域活動団体の紹介や交流などの調整を行うこと。

(4) 地域活動団体と区・地域活動団体同士の交流及び協働の推進に関すること

ア 地域活動団体が相互に協力・連携を図るための交流支援やコーディネートを実施すること。 交流会：年4回以上

イ 地域活動団体と区及び関係機関との関係づくりに関する支援を実施すること。

(5) 杉並区協働提案制度に関すること

ア 杉並区協働提案制度の提案に関わる事前相談及び提案受付を区と協議の上、実施すること。

イ 杉並区協働提案制度の提案募集説明会、区担当課等との協議、公開プレゼンテーション、報告会の実施については区に協力すること。

※杉並区協働提案制度：協働推進課ホームページ <http://www.sugi-chiiki.com/kyodo/>

(6) 人材育成に関すること

ア 地域活動団体の人材育成に関すること

① 地域活動団体の組織運営力の向上のための人材育成を支援すること。

② 地域活動団体の活動に必要な知識・技術等の向上のための支援を行うこと。  
年6回以上

(7) すぎなみ地域大学に関すること

- ① 区からの要請に基づき、すぎなみ地域大学講座の企画、立案に協力すること。
- ② すぎなみ地域大学講座の運営に参加し、受講生の学習支援及び地域活動の実施に向けた相談に応じること。
- ③ すぎなみ地域大学等の地域人材育成プログラムの修了生等による地域活動の実施及び組織立ち上げに必要な指導、助言を行うこと。また修了生を地域活動につなげるための相談・支援を行うこと。

※すぎなみ地域大学は、地域活動に必要な知識・技術を学び、仲間を助け、区民自らが地域社会に貢献する人材、協働の担い手として活躍していただくための仕組みです。

すぎなみ地域大学ホームページ <http://www.sugi-chiiki.com/tiikidaigaku/>

(8) NPO等の活動に係る調査及び研究に関すること

(9) その他NPO等の活動の支援及び推進に関すること

- ア インターンシップを希望する区民やすぎなみ地域大学受講生等及び修了生等のためのインターンシップ事業を行うこと。
- イ その他NPO等の活動の支援及び推進に関すること。

(10) 杉並区NPO支援基金に関すること

- ア 杉並区NPO活動資金助成申請に関わる説明会及び申請受付を区と協議の上、実施すること。
- イ 杉並区NPO活動資金助成に関わる事前相談及び助成決定後の事業実施等の相談については積極的に対応すること。
- ウ 杉並区NPO活動資金助成に関わる公開プレゼンテーション、助成事業の視察及び報告会の実施については区に協力すること。
- エ 杉並区NPO支援基金普及委員会の事務局を担い、普及啓発事業の実施支援を行うこと。委員：10名以内、委員会：年10回程度

※杉並区NPO支援基金は、社会貢献活動に対しての寄附と区の財源で運営され、地域の課題解決に取り組むNPO法人等に助成金を交付しています。

杉並区NPO支援基金ホームページ <http://www.sugi-chiiki.com/kikin/>

(11) すぎなみ地域活動応援サイト「すぎなみ地域コム」の運営に関すること

- ア 保守業者と連携し、サイトの適正かつ円滑な管理、運営を行うこと。
- イ 利用申込の受付及び利用団体からの操作に関する相談等に対応すること。
- ウ 利用団体のサイト運営が活発に行われるよう、年に1回以上、利用団体へアンケート等を行い、区及び保守業者と協議の上、サイト運営に反映すること。
- エ システムに障害等が発生するなど緊急の場合は、必要に応じて保守業者に連絡し速やかに復旧に努めるとともに、その状況を区に報告すること。

オ サイト運営に関する事項を変更する場合は、事前に区と協議を行うこと。

カ 新規利用団体説明会(月1回以上)、利用団体向け講習会(年1回以上)を開催し、利用団体の増加及びスキルアップに努めること。

キ アクセス状況をサイトで開示するなど、利用団体の意識向上、サイトの活性化を図ること。

ク サイト運営及びシステムメンテナンスについて、協働プラザ、区及び保守業者の協議の場を年2回以上設けること。

※「すぎなみ地域コム」は、区が設置する地域活動のためのポータルサイトで、現在、NPO法人、町会・自治会、任意団体など約220団体が登録し、各団体がイベント・活動の情報を発信しています。アクセス数：平成25年度 月平均48,128件(ページビュー)  
すぎなみ地域コム <http://www.sugi-chiiki.com/>

## 7 その他の業務

### (1) 協働プラザの備品類の維持管理に関すること

ア 業務に要する主要な備品類(11ページ)については、区が所有するものを無償で設置する。

イ 区が設置する備品を第三者に譲渡、又は賃借権その他の使用もしくは収益を目的とする権利を設定することはできない。

ウ 備品類については、管理台帳により管理し、協働プラザ運営に支障をきたさないように管理すること。

エ 区が設置する備品類が破損した場合、原則的に区が修理を実施する。ただし、受託者の責によって破損した場合は、修繕等の費用は受託者の負担とする。

オ 備品等の使用に付随する消耗品については、受託者の負担とする。

### (2) 協働プラザ視察等への対応

ア 協働プラザの視察等の依頼があった場合には、誠実に対応すること。

イ 国、地方公共団体等からの視察等の依頼については、必要に応じて区と協力の上、対応すること。

### (3) 各種会議等

ア 受託事業者と区で、月1回、業務連絡会を行い、事業計画及び実施業務について報告及び調整等を図ること。

イ 受託事業者、杉並ボランティアセンター及び区で、月1回、連絡調整会議を行い、事業の連携と調整を図ること。

ウ 地域活動団体の情報収集・ネットワーク化を推進し、地域の特性にあわせた協働の取組を進めていくための中間支援組織によるネットワーク会議(構成：協働推進課長、区民生活部副参事(地域担当)、高齢者施策課長、生涯学習推進課長、協働プラザ運営責任者、杉並ボランティアセンター所長)に参加すること。

- エ 杉並区NPO等活動推進協議会に必要な応じて出席すること。
- オ 東京都及び23区の連絡会等に必要な応じて参加すること。
- カ その他関係する会議等に必要な応じて参加すること。

## 8 委託料の支払い

月払いとし、各月の業務完了後、受託事業者からの適正な請求に基づき支払うこととする。

## 9 業務履行の質の確保及び履行状況の評価について

- (1) 受託事業者は、当該業務を実施するにあたり、業務の安定した履行を確保するため、様々な観点から、質を高める取り組みを行うように努めなければならない。
- (2) 区は、別紙6「履行評価基準」に基づき、受託事業者の履行状況の評価するものとする。

## 10 事業計画及び事業報告書等の作成について

- (1) 年間予定表及び月間予定表を作成し、区に提出すること。また変更等の際はその都度提出すること。
- (2) 月間事業報告書（事業実施内容、相談件数等）は、各実施月の翌月初日に提出すること。
- (3) 年間事業報告書は、運營業務の履行期間終了後、速やかに作成し区へ提出すること。
- (4) 事業計画及び事業報告等に関して、区と協議すること。

## 11 委託期間終了に伴う引継ぎ

- (1) 受託事業者は、運營業務の履行期間が終了するとき、または委託が取り消されたときには、次の受託事業者が円滑かつ支障なく協働プラザの運營業務を遂行できるよう引継ぎを行うこと。ただし、継続して受託事業者となった場合はこの限りではない。
- (2) 受託事業者は、運營業務の履行期間が終了するとき、または委託が取り消されたときには、本委託に当たって杉並区が設置した設備、備品等を設置したときの状態に復元して返還すること。ただし、設備、備品等を適切に使用した上で、経年劣化により生じた変化は復元を要しない。また、継続して受託事業者となった場合は、返還を要しない。

## 12 留意事項

- (1) 設備保守点検、清掃、巡回警備業務については、阿佐谷地域区民センター等の建物総合管理及び清掃業務請負として区が別途契約締結するため、協働プラザ業務には含まない。

- (2) 協働プラザの事業の実施に当たり区の施設を使用する場合は、協働推進課に相談の上、手続きを行う。
- (3) 協働プラザ事業の実施に当たり参加者から徴収できるのは資料代等の実費のみとする。
- (4) 利用者がコピー機及び簡易製版印刷機を使用する場合、用紙代、インク代等の実費は利用者負担とする。
- (5) 事業等の実施に関する証拠書類（領収書等）、帳簿等を5年間保存しておくこと。

### 13 協働プラザ運営業務に係る経費

#### (1) 委託費

##### ア 人件費

①職員給与、臨時（パートタイマー、アルバイト等）職員の賃金等

##### イ 事務費（運営業務を実施するために必要な施設等の維持管理費）

①費用弁償（職員用旅費）

②運営委員会の設置運営に要する経費等

③消耗品費

④職員が使用する事務機器（パソコン、コピー機兼プリンター）の賃借料

⑤インターネット回線料、郵送費等の通信運搬費

##### ウ 協働プラザの運営及び事業実施に関する経費

#### (2) 区が直接執行する経費

ア 設備保守点検、清掃、機械警備業務等、建物総合管理に関する経費

イ 協働プラザに設置している電話使用料（インターネット回線使用料は除く）

ウ 光熱水費

エ 利用者用コピー機及び簡易製版印刷機の賃借料

オ 区が設置する備品の修繕に要する経費

カ すぎなみ地域活動応援サイトのシステム保守に関する経費

## 区が設置する備品

品名	数量	設置場所	品名	数量	設置場所
事務机 (片袖)	5	事務室	丸テーブル	4	交流コーナー
キャスター付袖机	4	事務室	丸テーブル用椅子	16	交流コーナー
椅子	5	事務室	物品棚	3	交流コーナー
カウンター	1	事務室	コイン式コピー機	1	交流コーナー
カウンター用椅子	2	事務室	マイクスタンド	1	交流コーナー
応接用カウンター	1	事務室	スクリーン	1	交流コーナー
応接用椅子	4	事務室	テレビ	1	交流コーナー
物品棚	4	事務室	ビデオ一体型DVDプレーヤー	1	交流コーナー
書庫	1	事務室	コイン式簡易製版印刷機	1	印刷室
プロジェクター	1	事務室	整理棚	1	印刷室
ワイヤレスアンプ	1	事務室	食器棚	1	パントリー
マイク	3	事務室	冷蔵庫	1	パントリー
パンフレット架	4	エレベータ前	電子レンジ	1	パントリー
大型万能整理台車	1	倉庫	キャスター付袖机	1	パントリー
ロッカー (2連)	4	倉庫			



## 質 問 書

平成 年 月 日

杉並区区民生活部長 宛

所在地

名 称

代表者名

担当者名

所属・役職

電話番号

FAX番号

E-mail

すぎなみ協働プラザ運營業務委託に係る公募型プロポーザルについて、  
以下の項目を質問します。

質問事項	質問内容

※質問書は、平成26年9月16日（火）午後5時までに、FAXまたはE-mailで担当課へ提出してください。

担当課：杉並区区民生活部 協働推進課 協働推進係

所在地：杉並区成田東4-36-13

杉並区役所分庁舎2階

電 話：03-3312-2381

FAX：03-3312-2387

E-mail：kyodo-k@city.suginami.lg.jp

(様式1)

## 企 画 提 案 書

平成 年 月 日

杉並区区民生活部長 宛

杉並区が平成26年9月8日に公募した「すぎなみ協働プラザ運営業務」に係るプロポーザルに参加しますので、企画提案書及び下記添付書類を提出します。

なお、受託候補者に選定された場合は、当該業務に係る契約の締結に向けて、信義に従って誠実に事業内容の詳細の協議を行うことを誓約します。

所 在 地

名 称

代表者名

印

記

### 1 本件業務担当者及び連絡先

担当者氏名

所属・役職

電話番号

F A X 番号

E-mail

### 2 添付書類及び提出部数

別紙4「提出書類一覧」のとおり

(様式2) 提案事業者に関する調書

法人等の名称		
代表者名	(役職名) (氏名)	
所在地	〒 ー	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	
連絡担当者・連絡先	〒 ー	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	
設立年月日		
法人等の目的		
沿革		
事業内容		
これまでに区から委託や助成金を受けた実績		

(様式3) すぎなみ協働プラザ運営責任者に予定されている者の経歴等

役割	
すぎなみ協働プラザ運営責任者	
氏名	年齢 (平成27年4月1日時点)
所属・役職	
業務経歴等 (現在の担当業務を含む)	
その他 (発表論文・表彰・取得資格等)	

※ 業務経歴等、その他については、今回業務と同種・類似業務等を中心に記入してください。

(様式4) 提案事項

○すぎなみ協働プラザの運営方針

\* 別添「協働の新たな展開に向けた今後の取組」を参考にすること

運営に関する基本的事項について

- ①すぎなみ協働プラザのあるべき姿とその実現に向けた取組について、貴団体ならではの考え方と具体的な取組について記入してください。
- ②利用者の満足度を向上させるために、どのような取り組みを行っていくかについて記入してください。
- ③中間支援組織相互の連携の強化について  
業務を実施するにあたり、中間支援組織としてどのようなネットワークが必要であるか、またどのような取り組みを行っていくかについても記入してください。
- ④公正な運営を行うために、第三者の意見をどのように取り入れていくかについて記入してください。
- ⑤区では貴団体に、中間支援組織として、地域活動団体間のコーディネート機能の発揮を期待しております。貴団体ならではのコーディネート機能の発揮について考えを記入してください。

## ○すぎなみ協働プラザ業務の実施体制等

### 職員の確保や育成について考え方と実施方法

①職員を採用するにあたり、採用予定者に求める資格、スキル等について記入してください。

②職員の育成についての基本的な考え方と具体的な研修計画について記入してください。

### 個人情報保護、情報セキュリティ、危機管理等に関する考え方

①個人情報漏洩等の事故を未然に防ぐための計画や体制、情報資産の管理体制等について、具体的に記入してください。

②災害や事故が発生した場合の体制等について、具体的に記入してください。

③その他実施体制等について

### 職員配置計画書

職名	担当業務内容	実務経験年数 及び資格等	常勤 職員	非常勤 職員	臨時 職員	左記以外 の職員	1月の 勤務日数

## ○すぎなみ協働プラザ事業の企画及び実施

### 地域活動団体の活動に関する総合的な相談対応

①幅広い相談に対応するための実施体制について記入してください。

②具体的な手法について記入してください。

【その他自由提案】

### 地域活動団体の活動に関する情報の収集及び提供

①地域活動団体にとってどのような情報が有効か、またそれらの情報収集や提供の方法について記入してください。

②協働プラザのホームページや情報紙からどのような情報発信をするかについて記入してください。



③その他自由提案

地域活動団体と区・地域活動団体同士の交流及び協働の推進

①地域活動団体が相互に協力・連携を図るための交流支援やコーディネートをどのように行いますか。

②区民、地域団体、NPO法人、企業等とのネットワークの構築のために、どのような交流の機会を企画しますか。

③協働提案制度の提案受付・事前相談また区や他団体の調整などの実施方法について記入してください。

【その他自由提案】

地域活動団体に必要な人材育成

①地域活動団体の組織運営力の向上に向けた人材育成をどのように行いますか。

②地域活動団体の活動に必要な知識・技術等の向上のための支援をどのように行いますか。

【その他自由提案】

すぎなみ地域大学等受講生・修了生の活動支援

①すぎなみ地域大学等の地域人材育成プログラムの修了生等による地域活動の実施（修了生と地域活動団体とのマッチングを含む）及び組織立ち上げをどのように支援しますか。具体的な支援策等を記入してください。

【その他自由提案】

杉並区NPO支援基金の普及・啓発

①NPO支援基金の普及にはどのような方策が考えられますか。

【その他自由提案】

「すぎなみ地域コム」の運営

①「すぎなみ地域コム」の利用をさらに活性化するにはどのような方策が考えられますか。

【その他自由提案】

その他NPO等の活動の支援及び推進

①地域活動に関心を持っている区民等が地域活動を体験・参加する機会をどのように提供しますか。

【その他自由提案】

## 提出書類一覧

提出書類	部数		提出確認	
	正本	副本	事業者	区
法人の登記簿謄本	1			
定款の写し	1	5		
財務諸表等				
① 特定非営利活動法人	各 1	各 5		
事業報告書				
活動計算書（収支計算書）				
貸借対照表				
財産目録（直近のもの）				
事業計画書（平成26年度）				
予算書（平成26年度）				
納税証明書（3か月以内に発行されたもの）				
「法人税」「消費税及び地方消費税」				
② その他の法人等				
上記に準ずる書類	各 1	各 5		
様式 1 企画提案書	1	5		
様式 2 提案事業者に関する調書	1	5		
様式 3 すぎなみ協働プラザ運営責任者に予定されている者の経歴等	1	5		
様式 4 提案事項 ○すぎなみ協働プラザ運営に関する基本的な考え方 ○すぎなみ協働プラザ業務の実施体制等（職員配置計画書含む） ○すぎなみ協働プラザの事業の企画及び実施	1	5		
自治体等の業務受託実績一覧（様式なし）	1	5		
見積書（参考）	1	5		

## &lt;注意事項&gt;

- ① 提出部数は、正本1部と副本5部をそれぞれ製本（ファイル等で綴る）し、提出してください。
- ② 副本については、事業者が特定できるような名称、ロゴマーク等は使用しないでください。
- ③ 財務諸表等は、特に指示のないものは、直近2事業年度を提出してください。
- ④ 様式4 提案事項は、必要に応じてページを増やしてかまいません。
- ⑤ 様式を指定していない書類は、A4判とし、通しのページ番号を付けてください。
- ⑥ 提出できない書類がある場合は、提出欄にその理由を記載してください。
- ⑦ 企画提案書等の様式（Word版）はE-mailにより担当課まで依頼してください。

## 個人情報に係る特記仕様書

個人情報に係る業務を受託した者（以下「受託者」という。）は、その業務を行うにあたり、別に区の指示ある場合を除き、次の事項を遵守しなければならない。

### 1 個人情報の適切な管理

受託者は、個人情報を取り扱う業務を履行するときは、個人情報の漏えい、紛失、破壊又は改ざんの防止その他個人情報の適切な管理するため、以下の措置を講じなければならない。

- (1) 情報管理責任者の選任等、情報管理体制を整備すること。
- (2) 情報管理台帳を作成すること。
- (3) 情報を記録した紙、パソコン、電磁的記録（FD、CD、MD等）は施錠できるキャビネット等に保管すること。
- (4) コンピュータを使用する場合には、パスワード使用等のセキュリティ対策を講じること。
- (5) 個人情報を保管している事業所から個人情報を持ち出す場合には、盗難・紛失防止に努めること。
- (6) 従事者に対して個人情報保護に関する研修及び指導を行うこと。

情報管理責任者の選任等の情報の管理体制、研修計画を定め、契約締結後10日以内に情報管理責任者の役職名・氏名等の情報の管理体制、研修計画を区に届出ること。また、研修を実施したときは、研修実施後速やかにその旨を区に届け出ること。

### 2 秘密の保持

受託者若しくは受託者であった者又は受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

### 3 再委託の禁止

受託者は、個人情報に係る業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

### 4 目的外の使用の禁止

受託者は、受託業務を履行するために区から引き渡された個人情報及び受託業務履行のために自らが収集した個人情報を、その目的の範囲内において使用しなければならない。

### 5 第三者への提供の禁止

受託者は、受託業務を履行するために区から引き渡された個人情報及び受託業務履行のために自らが収集した個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、区が個人情報の第三者への提供を前提として委託する業務で、本人同意がある場合、個人情報を第三者に提供できる。

## 6 複写及び複製の禁止

受託者は、個人情報の複写・複製を区から委託された場合及び区から文書による複写・複製の承認があった場合を除き、個人情報の複写及び複製を行ってはならない。受託した業務のための複写・複製であっても情報管理責任者の管理の下で複写・複製しなければならない。また、情報管理責任者は、その返還又は廃棄を確認しなければならない。

## 7 個人情報の返還・廃棄

受託者は、受託した業務で収集・使用した個人情報は、速やかに区に返還しなければならない。ただし、区から個人情報の廃棄の指示があった場合は、速やかに廃棄しなければならない。

## 8 個人情報の取扱いに関する立入調査

区は、個人情報を保護するために必要があると認めるときは、受託者が業務を行う事務所、作業所等に立入り、個人情報の管理状況等について調査することができる。この場合において、受託者が個人情報保護法に基づく規定を定めているときは、その規定を尊重し、立入調査を実施する。

## 9 事故発生時の報告

受託者は、受託した業務で使用している個人情報の紛失等の事故が発生した場合は、速やかに区に報告するとともに、自己の情報管理体制を活用し、最善の方策を講じなければならない。

## 10 法令及び杉並区の条例遵守

受託者は、杉並区個人情報保護条例を遵守するとともに、個人情報保護法等の関係法令を遵守し、個人情報を取り扱う業務を適正に履行しなければならない。

## 履 行 評 価 基 準

平成19年10月26日

19杉並第51062号

### (目的)

第1条 この基準は、杉並区（以下「区」という。）が委託する業務の履行状況の評価（以下「評価」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることにより、区が実施する公共サービスの質の維持・向上を図ることを目的とする。

### (評価の実施)

第2条 評価は、区及び区から業務を受託した事業者（以下「事業者」という。）それぞれが実施するものとする。

- 2 評価は、的確かつ公正に実施しなければならない。
- 3 区の評価者は、区の契約担当者が指定する職員とし、評価は、複数の評価者で行うものとする。この場合において、必要と認めるときは、事業者に対するヒアリング、委託業務の履行場所への立入調査、アンケート調査その他利用者に対する調査又は第三者による評価を行うことができる。また、事業者の評価者は、事業者が指定する者とする。
- 4 委託契約期間中に評価者の変更があったときは、前任者の意見を聴き、評価を実施することができる。
- 5 評価は、区の契約担当者が指定した時期に実施するものとする。ただし、契約期間が複数年度にわたる場合は、契約締結日の属する年度の翌年度以降は、それぞれの年度ごとに区の契約担当者が指定した時期に実施するものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、区又は事業者が特に必要と認めた場合は、随時に評価を実施することができる。

### (履行評価表)

第3条 履行評価表は、区が定めるものとし、評価の視点、評価項目、配点、評価の判断基準は、履行評価表に掲げるとおりとする。ただし、事業者は、履行評価表の内容に異議があるときは、区と協議することができる。

### (評価結果の報告)

第4条 事業者は、評価を実施したときは、その評価結果を速やかに区へ報告するものとする。

- 2 区は、評価を実施したときは、その評価結果を速やかに事業者へ報告するものとする。
- 3 区又は事業者は、相手方の評価結果について、必要に応じて説明を求めることができる。



(準用)

第5条 指定管理者が行っている業務及びPFIの手法を活用して行っている業務の評価については、この基準を準用して実施するものとする。

(協議)

第6条 この基準の条項の解釈について疑義が生じた場合又はこの基準に定めのない事項については、区及び事業者協議の上定めるものとする。

附 則

この基準は、平成19年11月1日から施行する。

見積書（参考）

平成 年 月 日

杉並区区民生活部長 宛

所在地  
法人等の名称  
代表者職氏名

すぎなみ協働プラザ運營業務に係る経費について

平成27年度・29年度 見積額（税抜き・年額） ￥ \_\_\_\_\_ 円

平成28年度（税抜き・年額） ￥ \_\_\_\_\_ 円

（委託内容説明書6（2）イ 団体の活動を紹介する冊子の発行に係る経費を除いた額）

項目	年額	内訳
人件費		
事務費		
事業費		

# 協働の新たな展開に向けた今後の取組について

— 中間支援機能及び地域人材の育成機能の充実・強化 —

(検討報告書)

平成26年4月

杉並区協働推進本部 検討部会

## 目 次

### 1 はじめに

#### 第Ⅰ章 中間支援機能の充実・強化について

- |                          |     |
|--------------------------|-----|
| 1. 中間支援機能をめぐる背景と課題 ..... | P 1 |
| 2. 支援センター機能の見直し .....    | P 2 |
| 3. 中間支援組織相互の連携の強化 .....  | P 5 |
| 4. 今後の主なスケジュール .....     | P 8 |

#### 第Ⅱ章 地域人材の育成機能の充実について

- |                                |      |
|--------------------------------|------|
| 1. 地域人材の育成機能をめぐる背景と課題 .....    | P 9  |
| 2. すぎなみ地域大学の課題と見直しの方向性 .....   | P 10 |
| 3. すぎなみ地域大学における今後の具体的な取組 ..... | P 12 |
| 4. 他の地域人材育成に係る事業・機関との連携 .....  | P 15 |
| 5. 今後の主なスケジュール .....           | P 16 |

#### 【参考資料】

- |       |                         |      |
|-------|-------------------------|------|
| 参考資料1 | 杉並区内のNPO法人の状況 .....     | P 17 |
| 参考資料2 | すぎなみNPO支援センターの概要 .....  | P 18 |
| 参考資料3 | 杉並ボランティアセンターの概要 .....   | P 19 |
| 参考資料4 | すぎなみ地域大学の状況 .....       | P 20 |
| 参考資料5 | すぎなみ大人塾の概要 .....        | P 21 |
| 参考資料6 | 杉並区協働推進本部検討部会検討経過 ..... | P 22 |
| 参考資料7 | 杉並区協働推進本部検討部会委員名簿 ..... | P 23 |

## 1 はじめに

杉並区では、平成 24 年 3 月に杉並区基本構想（10 年ビジョン）を策定し、基本構想を実現するための道筋として、「杉並区総合計画」（以下「総合計画」という。）を定めた。

この総合計画では、基本構想が掲げる目標「参加と協働による地域社会づくり」を受けて、区が目指す協働のあり方、方針を「協働推進基本方針」（以下「基本方針」という。）として示している。

平成 25 年 2 月、この基本方針に基づき、全庁的な協働推進体制として、「杉並区協働推進本部」（以下「推進本部」という。）を立ち上げ、この推進本部の下に作業部会として設置されたのが、杉並区協働推進本部検討部会（以下「検討部会」という。）である。

検討部会の目的は、「杉並区における今後の協働の取組方針（平成 25 年 1 月策定）」（以下「今後の取組方針」という。）で示された課題のうち、中間支援機能の充実・強化と地域人材の育成機能の充実、及びその他協働推進における個別課題について検討することである。

検討会では、「今後の取組方針」に基づき、平成 25 年 4 月より、中間支援機能の充実・強化と地域人材の育成方策の各課題について、延べ 9 回に渡り具体策を検討し、今般、その結果を取りまとめたので報告する。

なお、「NPO 支援基金の役割・仕組みの見直し」に係る個別課題（「条例による NPO 法人個別指定制度導入の検討」等）については、今後、引き続き検討を進めていくこととする。

## 第 I 章：中間支援機能の充実・強化について

### 1. 中間支援機能をめぐる背景と課題

中間支援組織とは、区民との協働を推進するうえで、地域活動団体と行政、地域活動団体同士の間にとって、中立的な立場で様々な仲介機能を果たし、協力関係を築きながら活動を支援する組織のことである。NPO等活動推進協議会では、平成24年12月に取りまとめた『『新たな協働のあり方』の具体化に関する意見』の中で、これから求められる中間支援機能のあり方を以下のように述べている。

「協働の新たな展開に向けて、特に強く求められる中間支援機能とは、区民の多様な活動を結び付ける役割を担うこと、そして、NPO法人などの新たな地域活動団体とそれまで活動を積み重ねてきた地縁組織や地域の活動団体との協働の取組を支援していくことである。」

区において、この中間支援機能の中核を担っているのが、すぎなみNPO支援センター（以下「支援センター」という。）である。支援センターの運営業務については、公募型プロポーザル方式により受託事業者を選定し、平成22年度から特定非営利活動法人「CBすぎなみプラス」に委託し実施している。

注）本報告書では、中間支援組織として、中間支援機能の核となる「すぎなみNPO支援センター」と、連携の対象となる「杉並ボランティアセンター」「地域区民センター協議会」をそれぞれ想定している。

「今後の取組方針」では、これまでの支援センターの業務が、NPO法人等の団体設立や運営に係る相談・支援が主になっていた点を指摘したうえで、「今後はそうした機能だけでなく、NPO支援基金の活用や地域人材の育成、協働提案制度の運用にも積極的に関わるとともに、協働を推進するための中間支援機能の核として、地域活動団体の情報収集や団体相互の交流、連携等の拠点となるプラットフォーム（様々な区民や団体が交流できる場）の機能・役割を発揮していくことが求められている。」としている。

中間支援機能の充実・強化の目的は、協働の新たな展開に向けて、支援センターを区民等との協働を推進するための中間支援機能の要となるようにする

ことである。区内で活躍する地域活動団体には、NPO等（NPO法人、任意のNPO団体、ボランティア団体など）のほか、町会・自治会などの地縁的な団体、地域区民センター協議会、杉並ボランティアセンターなど、地域貢献活動に主体的に取り組む多様な団体が存在する。今後、支援センターには、このような地域活動団体との連携をより一層深め、地域課題の解決に向けて様々な活動主体と連携・協力関係を築いていく役割を果たしていくことが求められる。

## 2. 支援センター機能の見直し

### 2-1. 支援センターの現状と課題

支援センターのこれまでの活動は、NPO法人の設立・運営相談の業務を主とするものであった。支援センターが開設された平成14年度当初は、区内のNPO法人数は103団体であった。その後、17年度は214団体、21年度には306団体へと大幅に増加し、支援センターが果たしてきた役割は大きかったといえる。しかし、平成22年度から25年度までは、309団体から326団体へと17団体の微増にとどまり、団体数で見ると既に一定の水準に達した状況にある。  
※「参考資料1」（P18）を参照

協働の新たな展開に向けては、NPO法人の設立・運営相談を主としてきた支援センターの業務について、充実・強化する業務とすでに一定の役割を終えた業務とに分類し、業務の選択と集中を図ることで、より効果的かつ効率的な支援センター業務へと組み替え、役割と機能の充実・強化を図ることが課題となっている。

### 2-2. 支援センターの充実・強化すべき機能と今後の取組

「今後の取組方針」においては、重点的な取組として、支援センターの組織体制の再構築があげられているが、これについては、平成25年度に、区の協働事業を充実させるため、新たに企画を担当するスタッフ1名を増員し、組織体制の拡充が図られたところである。

今後の支援センターの役割は、協働の新たな展開の中で、地域において協働の関係を数多く築き、身近な課題を共有しながら、連携して解決することができるよう、地域の力を高めていくことにある。このため、支援センターは中間支援組織の要として、次の取組を進めていく。

《今後の取組》

- 地域活動団体間、区と地域活動団体、区民と地域活動団体とをつなげるコーディネート機能を強化するため、以下の業務を担っていく。
  - ・支援センターは、平成25年度から協働提案制度「行政テーマ設定型」の提案受付窓口としたが、26年度からは、これに加えて、新たに開始する「区民自由提案型」の受付・調整窓口の役割も担っていく。
  - ・「区民自由提案型」については、支援センターで受付後、提案者の意図や目的を把握し、協働の相手方を見つけて、協議の場を設定する。目的を共有する団体同士のマッチングを行うことで、地域活動団体間の協働の関係づくりを進めていく。
- 区が運営する地域活動ポータルサイト「すぎなみ地域コム」を活用して、町会・自治会、地域区民センター協議会、NPO等の活動を情報発信面から支援する。地域コムの利活用術を区民へ積極的にPRし、地域における情報の受発信基地としての機能を強化していく。
- 支援センターが事務局を担う「NPO支援基金普及委員会」等を通じて、基金の普及啓発活動の充実を図っていく。また、近年、インターネットを利用した寄附金募集の方法（「寄付型」のクラウドファンディング）が普及し始めているため、こうした新たな手法に関する情報提供や研修会を企画、実施していく。
- NPOからの相談について、経営ノウハウや税金に関する相談など、専門性の高い内容が増加している。職業上の知識・経験などを活かしてボランティア活動を行う税理士や弁護士などの専門家（プロボノ）とのネットワークづくりに努め、相談機能の充実を図っていく。

### 2-3. 廃止する業務（研修室の無料貸出業務）

区が行っているNPO等への支援策の中には、NPO法人の設立数が右肩上がりで伸びていた当時は有効であったが、現状では、一定の役割を既に果たした業務もある。



支援センター研修室の貸出は、団体設立から間がなく、活動場所の確保や資金調達が困難な団体に対して、活動場所を無料で提供することを目的に実施してきた。この間、NPO法人を取り巻く状況が大きく変化する中、研修室の無料貸出業務については、次の理由から廃止することとする。

## ○ 廃止する理由

支援センター研修室（約 70 m<sup>2</sup>）の無料貸出は、設立間もないNPO法人に対する支援策として当初は有効であったものの、近年、新規設立の団体数は大幅に減少しており、また、地域区民センターや民間の貸施設など、代替可能な集会施設も区内には多数存在する。

このような状況を踏まえると、研修室の無料貸出は、区の支援策として既に一定の役割を果たしたと考える。さらに、このまま無料貸出を継続することは、他団体との負担の公平性という面からも課題があるため、この業務は廃止することが適当である。また、既存の交流コーナー（フリースペース）については、NPO等の活動場所として引き続き提供していくこととする。

なお、研修室無料貸出の廃止時期は、利用団体等への周知を図ったうえで、平成 27 年 1 月を目途とする。

## 2-4. NPO支援センターの名称変更

### ① NPO支援センターの名称の沿革

NPO支援センターは、平成 14 年 10 月に、「杉並NPO・ボランティア活動推進センター」として運営を開始した。その後、NPOとボランティアへの支援の役割分担を明確にしたうえで、より専門性を発揮できるようにするため、18 年 4 月に、ボランティアセンターが分離し、現在の「すぎなみNPO支援センター」という名称で再スタートすることとなった。

設立当初は、協働の新たな担い手としてNPOに期待が集まっていたこと、支援の内容がNPO法人の設立・運営、NPO活動のサポートが中心であったことなどから、支援センターの名称には「NPO」を使用し、現在に至っている。

## ② 名称変更の理由

区は、協働の新たな展開に向けて、NPO法人のほか、町会・自治会などの地縁団体や民間事業者など、多様な地域活動団体相互の交流、協働への支援に取り組んでおり、支援センターの名称に引き続き「NPO」を使用することは、区民からNPO関係の団体しか利用できないのではないかとの誤解を与え続ける懸念がある。

支援センターの名称については、現在、支援センターが既に多様な地域活動団体を対象に協働の支援を進めている状況を踏まえ、また、今回の支援センター機能の見直しを機に、新たなスタートとして、その使命にふさわしい名称へと変更する必要がある。

## ③ 新しい名称と変更時期

今後の支援センターには、多様な地域活動団体への支援を行う拠点として、また、団体相互のつながり、交流の広場としての役割・機能を発揮していくことが期待される。このため、こうした役割等を踏まえて、支援センターの新たな名称は次のとおりとする。また、名称の変更時期については、平成27年4月からとする。

新たな名称	(仮称) すぎなみ協働プラザ
-------	----------------

## 3. 中間支援組織相互の連携の強化

### 3-1. 中間支援組織相互の連携の必要性

複雑かつ多様化する地域課題を解決していくためには、地域において活動する団体が個々に活動するのではなく、他の団体とネットワークでつながり、それぞれの団体が得意とする分野で、連携・協力していくことが重要となる。特に、中間支援組織は、地域活動団体への支援を使命としており、活動分野は異なっているにもかかわらず、様々な地域活動団体をつなぐネットワークの結束点の役割も果たしている。

今後、これら中間支援組織相互の連携を深めることは、個々の地域活動団体等への支援の幅を広げることになり、公益的な目的で活動している地域活動団体の組織・活動の活性化にもつながっていくものと考えられる。

### 3-2. 中間支援組織相互の連携強化に向けた取組

#### (1) 支援センターと杉並ボランティアセンター間の連携強化

杉並ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）は、杉並区社会福祉協議会の下にある組織であり、主な業務として、地域で何かボランティア活動をしたいという区民と、それに適した活動先（ボランティア団体や一部福祉系のNPO法人を含む）とをつなげる、コーディネート機能を果たすことを使命としている。

支援センターとボランティアセンターは、それぞれ支援の対象をNPO法人とボランティア（ボランティア団体）とで区分しているが、コーディネート機能という中間支援組織としての基本的な役割という面では重なっている。

※「参考資料2・3」（P18・19）を参照

コーディネート機能の充実に加えて、今後は、新たな協働提案制度への対応などが求められてくることから、両者の連携を深めるため、次の取組を進めていく。

#### 《今後の取組》

- 支援センターでは、「区民自由提案型」の受付開始に伴い、地域活動団体間のコーディネート機能を本格的に発揮させていくこととなる。協働の相手先には、NPO団体、ボランティア団体、民間事業者など、多様な主体が想定されるため、マッチング先としてボランティア団体がふさわしい場合には、ボランティアセンターへ円滑に引き継げるよう連携・協力体制を整えていく。
- 両センターの役職者間の交流機会（月1回の情報連絡会）はあるものの、実際に実務を担うスタッフ間の交流は不足しているため、スタッフ同士の交流も促進し、顔の見える関係づくりに努める。
  - ・11月に開催する予定の「杉並チャリティ感謝祭」を両者の協働イベントとして実施する。
  - ・イベントの他にも、両者の協議を通じて、スタッフ間の交流促進策を検討し、可能なものから具体化を図っていく。

## (2) 地域区民センター協議会の協働の取組との連携

地域区民センター協議会（以下「センター協議会」という。）では、地域の様々な団体とネットワークをつくり、住民自らが主体的に地域課題の解決に取り組む「協働事業」を実施している。また、「地域懇談会」の場を活用して、町会・自治会やNPO団体など地域活動団体間の交流の機会を提供し、地域課題の発見・解決につなげるための取組もモデル実施している。

今後は、こうした取組を充実・発展させながら、協働の地域社会づくりを目指していくことが重要であるため、次の取組を進めていく。

### 《今後の取組》

- センター協議会と支援センターとの連携をより一層強化し、地域の様々な団体とのつながり、ネットワークを共有しながら、地域課題の解決に向けた「協働事業」の充実・強化を図る。
- 現在、モデル実施している「地域懇談会」を活用した地域活動団体間の交流について、全てのセンター協議会における取組へと発展させるとともに、支援センターとの連携により、地域課題の分野・テーマに応じて、NPO団体等の積極的な参加を促していく。

## (3) 地域活動団体中間支援ネットワーク会議の充実・強化

現在、区協働推進課を事務局として、地域担当副参事、生涯学習推進課、高齢者施策課、支援センター、ボランティアセンター等を構成員とする「杉並区地域活動団体中間支援ネットワーク会議」（平成25年4月設置。以下「ネットワーク会議」という。）において、地域活動団体の情報収集や団体相互の交流・ネットワーク形成の促進策の検討を行っている。

現在までのところ、ネットワーク会議は情報交換の場に留まっているのが実情であるため、今後は、同会議の構成メンバーの特徴を活かして、協働による地域社会づくりをより一層推進していくため、次の取組を進めていく。

《今後の取組》

- ネットワーク会議を随時開催から定例開催とし、運営の活性化に努める。  
区協働推進課が予め構成員から議題等を収集し、内容に応じて適宜、構成員以外関係者の出席依頼も行うなど、効果的かつ効率的な会議運営を図る。
- 地域課題の共有に留まらず、具体的な対応策を協議できる場とする。地域情報の共有化を図るとともに、地域が抱えている課題の把握及び解決に向けた実質的な協議の場とするため、構成員から協議内容を提示してもらい、対応策も具体性を伴う内容になるよう努める。

4. 今後の主なスケジュール

\*…プロポーザル関連

時期（年月）	内 容
平成 26 年 5 月	○研修室の無料貸出業務廃止について、支援センター運営委員会・研修室利用団体へ説明・周知 ○地域活動団体中間支援ネットワーク会議の開催（定例開催）
” 7 月	○支援センターでの協働提案（区民自由提案型を含む）の受付開始 *「支援センター運營業務」の 27 年度委託契約締結に向けた公募型プロポーザルの準備開始（公募要領作成等）
平成 26 年 8 月	*プロポーザル選定委員会の立ち上げ *プロポーザル公募（1 カ月間）
” 10 月～11 月	*プロポーザル（第 1 次・第 2 次審査） *プロポーザル選定事業者の選定 ○支援センターとボランティアセンターの協働イベント「杉並チャリティー感謝祭」の開催
27 年 1 月	○ 支援センター研修室の無料貸出の廃止（予定）
27 年 4 月	○ 支援センターの名称を「(仮称) すぎなみ協働プラザ」に変更 ○ 選定事業者による支援センター運營業務の開始

注) 支援センター運營業務については、前回の公募型プロポーザル方式による受託事業者の選定から今年度で 5 年が経過するため、27 年度に向けて再選定を行う予定。

## 第Ⅱ章 地域人材の育成機能の充実について

### 1. 地域人材の育成機能をめぐる背景と課題

区では、基本構想が掲げる協働による地域社会づくりをめざして、区政の様々な分野において、地域社会づくりの担い手となる人材の育成を図るための事業に取り組んでいる。区民やNPO等が様々な地域課題に相互に連携・協力して活動できるようにするための、地域人材の育成機能の中核を担う事業が「すぎなみ地域大学」（以下「地域大学」という。）である。

地域大学は、団塊世代の地域還流を背景として、教育委員会が地域人材、協働の担い手を育成することを目的に平成14年度から実施していた、「すぎなみコミュニティカレッジ」事業から分離する形で、18年4月に「地域人材育成を専門とする学びの仕組み」として誕生した。事業開始から8年が経過する中、区民との協働による多様な公共サービスの担い手となる人材を多数送り出すなど、区民等の社会参加と地域貢献の意欲に応じてきた。

また、教育や福祉の分野においても、「すぎなみ大人塾」（以下「大人塾」という。）や「杉の樹大学」など、地域人材の育成機能の一翼を担う多様な施策・事業が展開されている。特に、社会教育センターを中心に実施されている大人塾等の事業については、生涯学習の観点から、自己実現を通して学んだ成果を家庭、学校、地域、NPO・ボランティアなどに還元し、地域コミュニティの形成につなげていくことを目的として取り組まれており、地域人材の育成に寄与している。

基本構想がめざす「支えあい共につくる地域社会」を実現するためには、地域の活動やそれを担う人材を育み、多様な区民、団体、事業者等との連携・協力による地域課題の解決に向けて、地域力をさらに高めていく必要がある。また、協働の新たな展開に向けた取組を着実に進めていくためにも、修了生への支援をはじめとする地域人材の育成機能の充実が急務となっている。

このため、地域大学が中心となり、大人塾など他の人材育成機能との連携を深めることで、修了生を地域活動につなげる仕組みづくりや組織づくりへの支援など、共通する課題の解決を図りながら、地域で活躍する人材の育成機能をより一層充実させていくことが求められる。

## 2. すぎなみ地域大学の課題と見直しの方向性

### 2-1・地域大学の現状と課題

#### (1) 地域大学の活動実績

地域大学のこれまでの活動実績(平成26年4月末現在)は、過去8年間で、区民受講者数は、延べ9,288人(ボランティア登録を目的としない公開講座受講者数を含む)、そのうち、地域活動への参加に結び付いた修了生、あるいは区の事業にボランティアとした登録した修了生の数は4,182人で、全体の約45%に上っている。 ※「参考資料4」(P20)を参照

また、地域大学講座の受講をきっかけとして、仲間を募って、新たに地域活動団体を設立した団体数は19団体で、うち6団体がNPO法人の認証を受けている。

#### (2) 地域大学の人材育成機能をめぐる課題

「今後の取組方針」では、「地域人材の育成機能の充実」の中で、地域大学について、次のとおり課題や取組の方向性が提示されている。

- ① 地域活動団体相互に活動状況を捉えることができるようなプログラムや活動の質の向上に向けた実践的なステップアップ講座を実施する。
- ② 大学生など若い世代を含む幅広い世代が地域活動を実践できるプログラムを企画する。
- ③ 支援センターにおいて、地域大学等の修了生への支援を行う。
- ④ 多様な世代がより参加・受講しやすいように、地域大学の運営を他に委ねる方策を検討する。

#### (3) 地域大学のこれまでの取組状況

「今後の取組方針」で示された上記の4課題に対するこれまでの取組状況は、次のとおりである。

##### 【課題①③への取組】

平成24年度から、地域大学の講座運営は、区民の地域活動参加への意

欲やレベルに応じて、地域活動基礎コース、地域活動実践コース、地域活動ステップアップコースの3コースに分けて実施している。講座も現場での体験学習を取り入れた内容になるよう工夫している。

しかし、修了生に対する支援については、修了生を地域活動につなげ、活動の実践者として地域に送り込むという仕組みづくりまでには至っておらず、今後の課題として残されている。

#### 【課題②への取組】

若い世代が講座に参加しやすくなるよう、全講座数の約70%を土・日・祝日及び夜間開催としているほか、区内の6大学に対して、地域大学の受講勧奨に努めているものの、受講生の平均年齢は55歳であり、若者を惹きつける講座の魅力づくりという点に課題が残る。

#### 【課題④への取組】

課題②への取組で述べたとおり、受講のしやすさという観点からは、講座の開催日時に工夫を凝らしている。また、これから地域活動を始めようとする者と地域活動実践者との交流を促進するため、地域大学修了生を講師に迎え、グループワークの手法を取り入れている。

検討部会では、地域大学の講座を多世代がより参加・受講しやすいものとするため、運営主体の変更を含めて、今後の地域大学の役割やあり方についても検討を進めた。

### (4) 地域大学運営上の今後の課題

「今後の取組方針」に基づくこれまでの取組状況を踏まえ、地域大学の運営上の課題と今後の見直しの方向性を改めて整理すると、次のとおりである。

1. 区の人材育成施策である地域大学、大人塾などの修了生を、地域活動の円滑な実施につなげる仕組みや組織づくりを進めていく。
2. 多世代が参加・受講しやすい講座を企画・実施することが可能な運営主体のあり方について検討し、今後の地域大学の役割・運営の方向性を定めていく。
3. 地域大学と、大人塾をはじめ他の地域人材育成に係る事業・機関等との連携を深めていく。



### 3. すぎなみ地域大学における今後の具体的な取組

#### 3-1. 地域大学に求められる役割と充実すべき機能

地域大学の特徴を一言で表現すると、「地域づくりの単科（専門）大学」的な人材育成機能を担う事業である。協働の新たな展開に向けて、今後充実すべき地域大学の機能は、区民の地域活動への参加・貢献意欲を醸成するとともに、地域活動団体の人材不足に対応するため、講座等で学んだ知識・技能を地域に還元できる人材を輩出し、地域活動団体につなげる役割を強化していくことである。

このため、現在の地域大学基本理念に掲げている「学びの仕組み」を一步前進させて、学んだ知識を地域に還元できる仕組みや組織づくりを具体的に進めることが求められる。あわせて、区民を地域活動につなぐことを視野に入れ、教育委員会が実施する大人塾など、他の地域人材育成に係る事業・機関等とも連携を深めていくことが重要となる。

#### 3-2. 今後の取組

##### (1) 基本理念の一部変更

協働の新たな展開に向けて、これまでの「学びの仕組み」から、地域大学で学んだ成果を地域社会の中で活かすこと、地域活動団体への人材面からの支援を通じて、相互に連携・協働の関係を作り出していくことなど、今後の地域大学に求められる役割と機能充実の方向性をより明らかにするため、現行の基本理念のうち、1と2を次のように変更する。（基本理念の見直しに関する新旧対照表は次頁を参照）

《一部変更する基本理念》

- 1 区民の社会貢献意欲を喚起し、自らの学びの成果を地域社会の中で活かす「協働の担い手」を育てる
- 2 地域貢献活動を担うNPO団体等を人材面から支援し、相互に連携・協力して「協働の輪」を拡げる

《今後の取組》

○現在の地域大学基本理念を次のとおり一部見直し、平成 27 年度から変更することとする。

現在の基本理念	基本理念の見直し（案）
1 区民の社会貢献意欲を喚起し、 <u>自らの可能性を拓げる「学びの仕組み」</u> をつくる	1 区民の社会貢献意欲を喚起し、 <u>自らの学びの成果を地域社会の中で活かす「協働の担い手」</u> を育てる
2 地域貢献活動を担う <u>NPO等の人材づくりを支援し、「協働の担い手」</u> を育てる	2 地域貢献活動を担う <u>NPO団体等を人材面から支援し、相互に連携・協力して「協働の輪」</u> を拓げる
3 地域の課題解決に向け、区民が知恵と力を出し合い取り組む「 <u>協働社会の基盤</u> 」をつくる	3 変更なし

## (2) 地域大学修了生への支援の充実

現状の講座内容は、次頁の図のとおり、区担当課からの要請に基づく「行政需要型の講座」と、地域活動団体への人材育成を目的とした「NPO支援型の講座」との2通りに大きく分類できる。このうち、行政需要型の講座は各担当課において、登録ボランティア制を採用しており、修了生の地域活動参加率は82%（平成 25 年度実績）に及ぶ。

一方、NPO支援型の講座の修了生と大人塾修了生が活躍できる活動場所等の提供という面では十分とはいえず、これらの修了生をいかに地域活動につなげていくかが課題となっている。このため、地域大学や大人塾の修了生への支援の充実を図るため、次の取組を進めていく。

《今後の取組》

- 支援センターにおいて、地域大学や大人塾の修了生への活動場所等の情報提供、ヒアリング及びマッチングを行っていく。
- マッチング成立後も、支援センターにおいて活動の継続に関する相談やミスマッチが生じた場合の対応など、必要なフォローアップを行っていく。
- 支援センターが行うマッチング等の取組について、地域大学等の講座、支援センター・ボランティアセンターの情報誌、「すぎなみ地域コム」を活用して積極的にPRしていく。

【地域大学の講座の2類型】

平成25年度 地域大学の講座運営 [全37講座(講演会は除く)]

【行政需要型の講座】

区担当課からの要請に基づく講座  
19講座(50%)

【特徴】

- 講師の選定、講座内容は、担当課と協働推進課で決め、講座ごとに個別委託契約を締結している。
- 担当課が個別で講座を実施する場合と比べ、スケールメリットが活かして効率的である。
- 修了生への支援は、担当課において登録ボランティア制を採用している。

【NPO支援型の講座】

協働推進課の企画講座  
18講座(50%)

【特徴】

- 講座の企画・テーマは協働推進課が決める。
- 講座のカリキュラム作成、運営はNPO法人等に委託している。講座ごとに個別委託契約。
- ・会計・税務セミナー  
・NPO法人設立セミナー  
・協働コーディネート講座  
・地域デビュー応援講座 等

課題



登録ボランティア制など、行政需要型の講座のような、修了生の活動場所の提供までの支援はない。

### (3) 運営主体の検討

地域大学の運営は、平成 24 年度に講座内容を大幅に変え、受講生が地域活動に参加しやすいように工夫を凝らした講座運営とした。講座を組み替える前（23 年度）の NPO 支援型講座受講生の数は、8 講座で約 150 名であったが、講座を組み替えた後の実績（25 年度）は 18 講座で約 300 名へと伸び、受講者数は約 2 倍となった。講座の見直しから 3 年目を迎え、軌道に乗りつつある状況となっている。

講座の実施に関しては、区職員が講師を務める講座も一部あるものの、NPO 法人や民間事業者、大学教授など外部の専門講師等に大部分を既に委託している。現在の地域大学は、民間活力を活かすとともに直営方式の利点も活かした形での運営方法を採用している。

行政需要型の講座については、行政需要という特殊性があり、民間が提供できる定型的な講座内容ではない。このため、民間委託の範囲を拡大し、全講座を民間に委ねることは、現実的には困難である。

地域活動団体の人材不足等への対処方策である修了生への支援については、当面、既存の事業フレーム（「支援センター機能の充実・強化」の取組など）を活用し、現行の運営方法により対応していくこととする。

なお、地域大学の運営主体のあり方については、今後の事業実績等を踏まえて、中長期的な検討課題とする。

## 4. 他の地域人材育成に係る事業・機関との連携

区における地域人材の育成機能の充実を図るためには、地域大学と、大人塾などの他分野の関連事業や、人材育成の社会的資源である区内私立大学等の教育機関との具体的な連携が欠かせない。地域大学と大人塾との連携の実績としては、両者の共同企画公開講座の実施や区民向けパンフレットへの情報の掲載などの取組がある。※「参考資料 5」（P21）を参照

また、区内の 6 大学については、「杉並区と区内高等教育機関との連携協働に関する包括協定」の中で、人材育成のための連携も事業内容としていることから、平成 25 年度から地域大学の講座案内や受講勧奨を新たに開始し

たほか、支援センターを通じて、いくつかの大学の学生をインターンとして受け入れた実績もある。

今後は、こうした先行する取組を踏まえたうえで、地域大学と各事業・機関との連携がより効果的になるよう、修了生の出口支援を中心とした連携方策の充実を図るため、次の取組を進めていく。

なお、地域大学と他の地域人材育成に係る事業・機関との連携により継続的な支援が可能となるような仕組み等については、引き続き検討していく。

#### 《今後の取組》

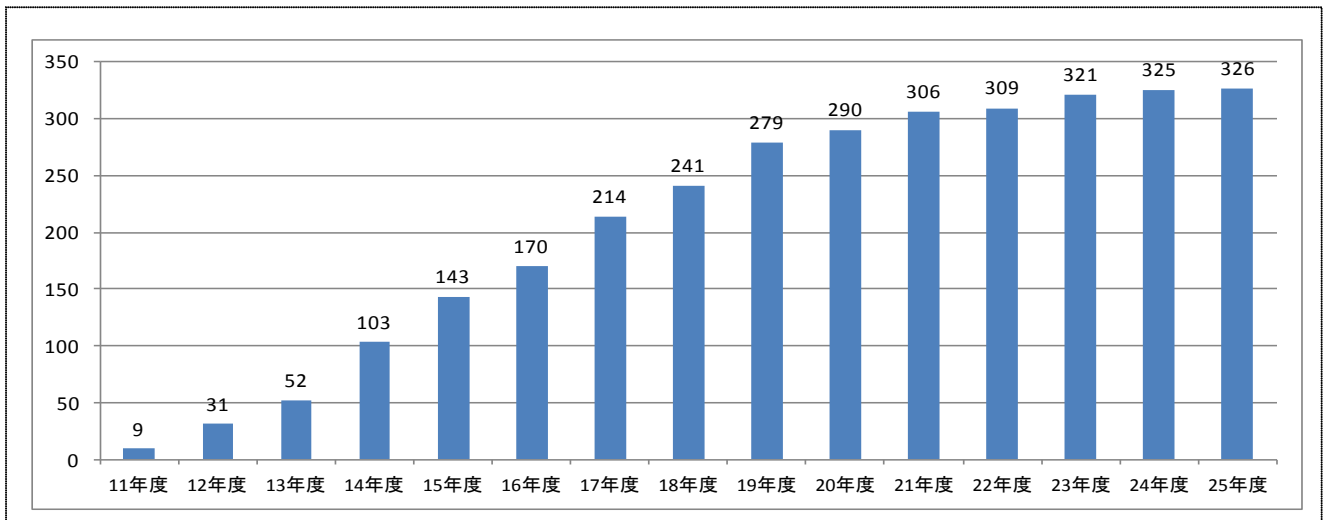
- 地域大学と大人塾について、人材育成プログラム上の役割分担を明確にしながら、事業PR上の協力関係だけでなく、企画講座などでの連携にも努めていく。
- 支援センターにおいて、大人塾修了生への活動場所の確保や相談業務も新たに担うこととし、修了生を地域活動へとつなぐ支援の仕組みを整えていく。
- 区内の6大学を人材育成の役割を担う社会的資源として捉え、「域学連携」の観点から、区における地域人材の育成機能を担う各部署は、これまで以上に相互の連携関係を強めていく。

#### 5. 今後の主なスケジュール

時期（年月）	内 容
平成 26 年 5 月	○地域大学・大人塾の受講生に対する、支援センターの地域活動先の相談業務開始
〃 7 月～	○ 区内6大学学生向けの地域大学の受講勧奨 ○ 支援センターとの協働による、区内6大学への連携方策についての働きかけ
平成 27 年 4 月	○ 地域大学基本理念の一部変更

## 杉並区内の NPO 法人の状況

### 【杉並区内の NPO 法人数の推移】



### 【杉並区内の NPO 法人の活動分野】

(団体の活動分野が複数分野にまたがるものも含む)

活動分野	数	活動分野	数
1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動	170	11 国際協力活動	91
2 社会教育の増進を図る活動	187	12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	30
3 まちづくりの推進を図る活動	112	13 子どもの健全育成を図る活動	151
4 観光の振興を図る活動	2	14 情報化社会の発展を図る活動	60
5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	1	15 科学技術の振興を図る活動	12
6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	131	16 経済活動の活性化を図る活動	43
7 環境の保全を図る活動	76	17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	67
8 災害救援活動	23	18 消費者の保護を図る活動	22
9 地域安全活動	36	19 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	189
10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動	46	20 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動	0

## すぎなみNPO支援センターの概要

### すぎなみNPO支援センターの目的

NPOを支援する中間支援組織として、専門性の高い柔軟な事業展開を行い、地域活動団体の組織活動の支援を図る。

- ・ NPO等の活動の拠点としての地域活動団体の協働の普及促進
- ・ NPO等地域活動団体の設立・運営のサポート
- ・ 地域で活動する多様な担い手相互の交流の推進
- ・ 地域課題を解決するための地域活動団体または地域活動団体同士の活動の支援

### すぎなみNPO支援センターの主な事業

- ・ NPO等の活動に関する総合的な相談
- ・ NPO等の活動に係る情報の収集及び提供
- ・ NPO等、区民、事業者及び区相互の交流及び協働の推進
- ・ NPO等の人材の育成

### すぎなみNPO支援センター施設概要

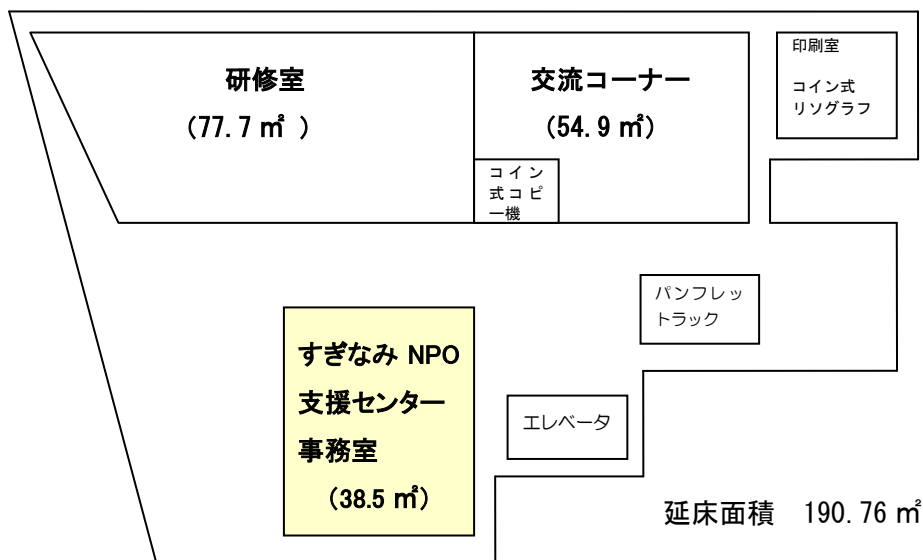
所在地 杉並区阿佐谷南1-47-17 阿佐谷地域区民センター4階

事業スペース ①事務室

②研修室（センターの講座、研修会、登録団体の研修会等）

③交流コーナー（資料閲覧、PCコーナー、コイン式コピー）

④印刷室（コイン式リソグラフ）



## 杉並ボランティアセンターの概要

### 杉並ボランティアセンターの目的

- ・住民主体の地域社会の実現
- ・ボランティア活動への参加促進
- ・地域課題を解決するための活動の実践と組織の支援

### 杉並ボランティアセンターの主な事業

#### ●活動促進・研修

ボランティア活動に必要なスキル・知識を高めるための研修や、活動に入る前に見学や体験から始めるプログラムなどを提供する。

#### ●コーディネート

コーディネーターが相談者の希望に合わせて、情報提供から活動者への橋渡しを行う。また、相談に応じてプログラム開発のサポートも行う。

#### ●情報ネットワーク

ボランティア募集・仲間募集・イベント・助成金情報など。また、他機関との連絡会を開催する。

- ・情報誌「ぼらん・て」（毎月 10 日発行）、HP「[boransen.jp](http://boransen.jp)」

#### ●活動のサポート

活動を側面的に応援する。

- ・器材利用（印刷機、大判プリンター、点字プリンター、プロジェクター）

#### ●災害ボランティアセンターの運営

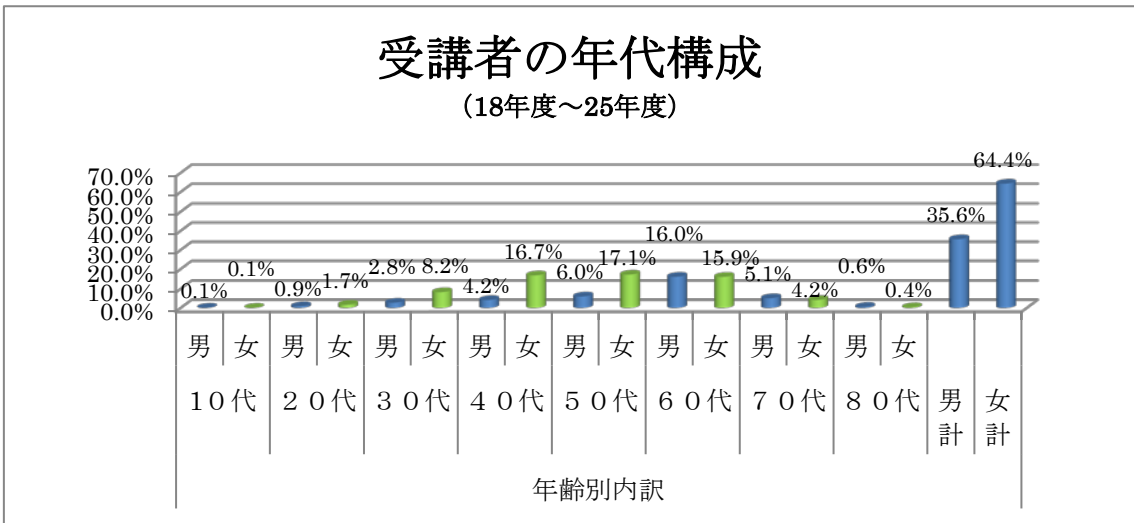
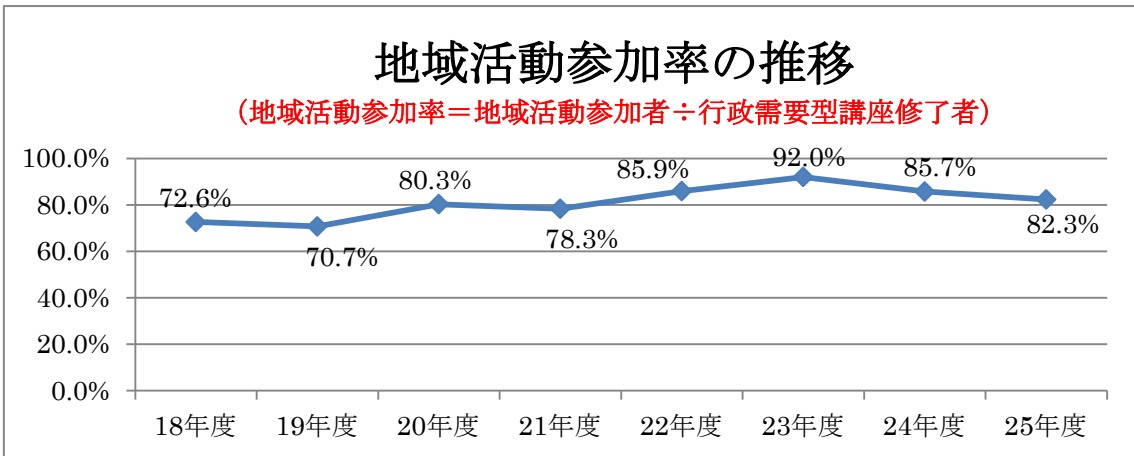
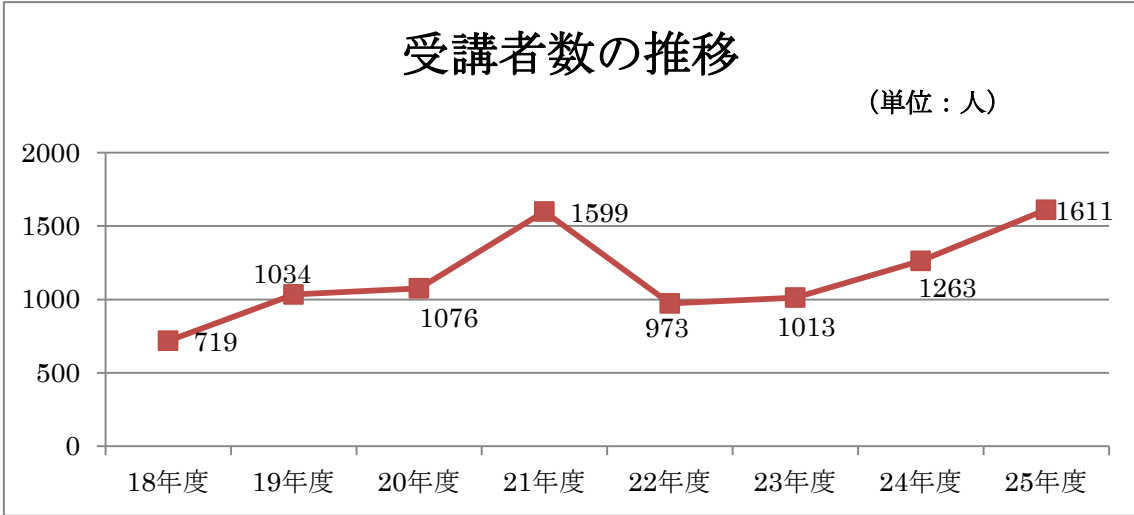
災害時を想定し、日常的な取組を行う。

#### ●ボランティア体験と福祉教育の推進

車イス、白杖、高齢者模擬体験用具の貸出、プログラムのサポート、ボランティアセミナーの開催など



## すぎなみ地域大学の状況



## すぎなみ大人塾の概要

### すぎなみ大人塾

～自分をふりかえり、社会とのつながりを見つける大人の放課後～

すぎなみ大人塾は、教育委員会事務局生涯学習推進課社会教育センターで実施している成人学習支援事業の一つであり、『杉並区教育ビジョン2012』を踏まえ、自らが学び得たことを発信し、学びあい、次代に伝えていくという「知の循環型社会」を目指し、地域での「かかわり」と「つながり」に重点を置いている。

企画運営は、アドバイザー・学習支援者の協力を得て行っている。「コミュニケーション」や「社会起業」などをキーワードに、昼と夜等の2コースを開設し、「地域課題は自分たちの課題」を合言葉に、新しい地域づくりを目指す内容となっている。

実施にあたっては、自由で、新しい発想を育む学習の場として、学習支援者のアドバイスを交えた受講者相互の学習や討論を基本としている。魅力的なゲスト講師の講義を通じて、課題解決に必要なネットワーク構築と実践を深めていく長期プログラムである。

また、すぎなみ大人塾の卒業生の自発的な実践活動の発表の場と、同窓会的なネットワーク作りを目指した「大人塾まつり」を、教育委員会が共催で実施するなど、卒業後の活動が持続・発展するよう支援している。

杉並区協働推進本部 検討部会検討経過

	日 程	検討事項
第1回	平成25年4月16日(火)	1 検討課題について (1) すぎなみ NPO 支援センターの組織体制の再構築 (2) 地域人材の育成方策とすぎなみ地域大学の役割・運営のあり方 2 検討スケジュールについて
第2回	平成25年5月17日(金)	1 中間支援機能をとりまく社会環境 2 すぎなみ NPO 支援センター業務の見直し(案)について
第3回	平成25年7月3日(水)	1 中間支援機能と地域人材の育成の現状 2 今後の協働推進に向けた中間支援機能 3 すぎなみ NPO 支援センターの機能再構築
第4回	平成25年11月26日(火)	1 検討部会でのこれまでの検討の到達点 2 すぎなみ NPO 支援センターの組織体制の再構築
第5回	平成26年2月5日(火)	1 中間支援機能の充実・強化について 2 地域人材の育成機能の充実について
第6回	平成26年2月27日(木)	1 中間支援機能の充実・強化について 2 地域人材の育成機能の充実について
第7回	平成26年3月11日(火)	検討報告書(骨子案)について
第8回	平成26年3月27日(木)	検討報告書(素案)について
第9回	平成26年4月21日(月)	検討報告書(案)について

杉並区協働推進本部 検討部会委員名簿

部会長	区民生活部長	森 仁司
部会員	政策経営部行政管理担当課長	堀川 直美
	総務部定数・組織担当課長	後藤 行雄
	区民生活部地域課長	井上 純良
	区民生活部協働推進課長	畦元 智恵子 (平成 25 年 7 月 15 日まで)
		小峰 孝 (平成 25 年 7 月 16 日から)
教育委員会事務局生涯学習推進課長	濱 美奈子	

事務局

政策経営部企画課	吉田 和代
政策経営部企画課	松田 由美
区民生活部協働推進課	山澤 英幸
区民生活部協働推進課	大久保 喜三